

常滑市立図書館基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 常滑市にふさわしい図書館を早期に再整備するに当たり、既存の図書室等を含めた市全体にわたる図書館サービスの内容、施設規模、蔵書規模等について将来を見据えた検討を行い、市民の利便性の確保と効率的な運営を実現する図書館基本構想を策定するため、常滑市立図書館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 常滑市立図書館基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 常滑市副市長
- (2) 常滑市教育委員会教育長
- (3) 学識経験者
- (4) 図書館に関する有識者
- (5) 常滑市立図書館関係者
- (6) 常滑市立図書館関係団体の代表者
- (7) 学校図書館関係者
- (8) 図書館市民ワークショップを代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、常滑市副市長とする。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとした場合は、公開しないことができる。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習スポーツ課及び企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。